

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

府 省 庁 名 金 融 庁

No	7		
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	外国子会社合算税制に係る二重課税排除措置の整備		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>内国法人が外国子会社合算税制の適用により特定外国子会社等に係る所得について合算課税を受けた場合、当該内国法人が当該特定外国子会社等から直接に受けた配当を益金不算入とする二重課税排除措置が導入されている。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>内国法人が特定外国子会社等から配当を間接的に受けた場合について、二重課税を排除する。</p> <p>内国法人が特定外国子会社等から配当を受けた事業年度後において合算課税を受けた場合について、二重課税を排除する。</p>		
関係条文	租税特別措置法 66 条の 8		
要望理由	内国法人の多様な資金運用・調達機会の一つに、特定外国子会社等を活用した資金運用・調達があるが、現在の外国子会社合算税制に係る二重課税調整措置によれば一定の場合に二重課税が生じるため、かかる資金運用・調達が制約される虞がある。そこで、本措置により外国子会社合算税制により生じうる二重課税を適切に排除することで、内国法人の多様な資金運用・調達機会の確保を支援する。		
減収見込額	（初年度） — （ — ） （平年度） — （ — ） （単位：百万円）		
地方税以外の措置	既存	・ 国税 なし	・ 融資、補助金その他 なし
	22年度要望	・ 国税 国税においても同様の措置を要望	・ 融資、補助金その他 なし
過去の要望経緯	なし		
本要望に対応する縮減案	なし		